

日中医学交流事業

平成22年度(2010年度)分募集要項

平成22年1月
日本学術振興会

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science: JSPS) は、中国医学科学院 (Chinese Academy of Medical Science: CAMS) と平成17年度に日中の医学分野における学術交流に関する覚書を結び、大日本住友製薬株式会社及び第一三共株式会社の支援による事業を行っています。本事業は、二国間の研究チームの持続的ネットワーク形成を目指しており、我が国の大学等の優れた研究者 (若手研究者を含みます。) が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援するものです。

より多くの優れた研究者に申請の機会を提供し、日中の医学分野における学術交流を一層進展させるため、平成21年度採用分からは、CAMS以外の研究機関に所属する研究者を中国側代表者とする申請も、中国学術振興機関等からマッチングファンドを得ていることを条件として、本事業に応募できることとなりました。

2. 対象分野

医学分野

3. 申請資格

申請時及び共同研究の開始日において、我が国の次の研究機関に所属する常勤または常勤と位置づけられている研究者を対象とします。(※常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります。)

- ① 大学、短期大学、大学共同利用機関、高等専門学校
- ② 国公立試験研究機関等
- ③ 学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人
- ④ 民間研究機関

※②～④については「機関コード一覧」(<https://www.kokusai.jspss.go.jp/jspss1/kikanList.do>) に掲載されている機関に限る。

4. 要件

対象となる共同研究は、次の要件を満たしている必要があります。

参加者の構成	日本と中国の医学研究者のチームによって構成されること。
我が国の参加者	我が国の大学等学術研究機関 (3. の①～④の機関に限る) において研究に従事している者 (当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポストドクならびに大学院博士課程・修士課程在籍者を含む)
中国側の研究代表者	① 中国医学科学院 (CAMS) に所属する常勤の研究者 ② 中国学術振興機関等から、日本人研究者と対等な協力関係に基づく双方向交流を可能とするマッチングファンド*を得ている研究者
期間	研究開始日から最長2年間(平成22年6月から平成23年3月までに開始されること。)
その他	原則として、第三国への出張は認めない (フィールドワーク等を除く。)

* マッチングファンドとは、相手国との対等な費用負担であり、ここでは、中国側研究者に係る費用は中国側負担、日本側研究者に係る費用は日本側負担という形態を取るものを指します。

** 同一研究者が複数件申請することはできません。また、本募集による共同研究開始日において既に日中医学交流事業共同研究に採択されている研究代表者は、重複して申請できません。

5. 本会支給経費

課題の実施に要する業務については、共同研究代表者の所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行います。なお、本事業では委託手数料の支給はありません。

本会は、我が国の研究者に係る次の経費を支給しますが、1件あたり各年度250万円以内かつ全研究期間に対して総額500万円以内とします。

○ 共同研究

外国旅費	出張に係る共同研究目的地までの航空運賃、滞在費等
国内旅費	共同研究の実施及び成果発表のための国内出張にかかる経費
研究費	消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費など

6. 採用予定件数

共同研究 2件

7. 申請手続

(1) 提出書類

日本側共同研究代表者は、下記①を、所属機関の長に提出してください。
所属機関の長は①を取りまとめ、下記②の書類を添付して本会に提出してください。

① 申請者が準備する書類

- (a) 共同研究申請書（様式1） 正本1部及び写し6部
- (b) 申請カード（様式1の1～2ページを両面コピーしたもの） 1部

② 申請者の所属機関が準備する書類

「日中医学交流事業 平成22年度分の申請について」（別添様式） 1部

(2) 申請締切日

平成22年2月26日（金）（必着）

（申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。）

※ 対応する中国側研究代表者が中国医学科学院（CAMS）に所属する研究者である場合は、同代表者も、CAMSが定める申請受付期間中にCAMSに申請書を提出することが必要であり、双方で申請が行われない場合には、申請は無効となるので注意してください。

8. 申請に際しての留意事項

- ① 本事業は、二国間交流事業に基づく共同研究（<http://www.jsps.go.jp/j-bilat/jrss.htm>）の一環とみなしますので、本事業への申請者は、CAMS以外の対応機関との共同研究/セミナーにも同時に申請することができます。ただし、本会と共同研究/セミナーを実施しているCAMS以外の対応機関からマッチングファンドを得て本事業を実施する場合には、その機関との共同研究/セミナーには申請できません。
- ② 本会の「先端研究拠点事業」、「アジア研究教育拠点事業」、「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」、「拠点大学交流事業」、「日中韓フォーサイト事業」、「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）」、「日独共同大学院プログラム」、「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」において、コーディネーター・研究代表者・主担当研究者・主担当教員・開催責任者となっている者（となる見込みの者）は、本事業の共同研究代表者となることはできません。
- ③ 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に採択されたことのある共同研究代表者は、その事業の成果（見込み）と本事業との関連性を明確にしたうえで申請してください。

9. 審査基準

審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- ① 新しい知識又は概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値が高いこと。【学術的価値】
- ② 中国と学術交流を実施しなければならない必要性が明らかであり、共同研究を通して、両国の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、両国の研究者が協力して学術交流することの意義が明らかであること。【相手国との交流の意義】
- ③ 人類の健康及び生活の質の向上、現代的諸問題の克服と解決に資するなど社会的貢献が見込まれること。【社会的貢献】
- ④ 博士号取得前後の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】
- ⑤ 申請者と相手国研究者との事前交渉が明確に行われており、研究計画が具体的かつ実現可能と判断され、なおかつ将来的な発展の可能性が高いと認められること。【将来発展可能性】

なお、審査にあたっては、上記の観点に加え、以下の諸点も考慮します。

- ・研究の発展に資する人的交流が期間中に行われること。(外国旅費・国内旅費の合計が経費総額の50%以上であることが望ましい。)
- ・経費の額と用途が適切であること。

10. 選考及び結果の通知

- ① 日中医学交流事業日本側委員会による審査及び CAMS との協議のうえ、採用／不採用を決定し、その結果を平成22年5月頃に所属機関長に通知します。
- ② 不採用となった者については、およその位置づけを以下の区分によって文書で申請者に通知します。
 - ・不採用A (不採用の中で上位)
 - ・不採用B (不採用の中で中位)
 - ・不採用C (不採用の中で下位)

[注] 選考及び結果の通知に関する個別の問い合わせには応じられません。

11. 採用決定後の手続

共同研究代表者は、年度ごとに実施計画書を所定の期日までに提出します。

本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します。(実施計画書の内容に基づく査定により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります。)

12. 共同研究代表者の所属機関及び本人の義務

- ① 共同研究代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理及び執行を行うこと。
- ② 共同研究代表者は、本会所定の用紙により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- ③ 共同研究の研究成果を学会誌等に発表する場合は、本事業による支援であることを明記すること。

13. 不正使用等に対する措置

研究者等による競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択の決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等のしかるべき措置を行います。競争的資金等の適正な使用等については、別紙(「競争的資金等の適正な使用等について」)をご参照ください。

14. 個人情報の取扱等

申請書類に含まれる個人情報については「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会二国間交流事業(共同研究・セミナー)の業務遂行のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)

します。

なお、採択された共同研究については、代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題名及び報告書等が本会のホームページにおいて公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

15. その他

- ① 本会は、共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について一切の責任を負いません。
- ② 共同研究の研究成果の権利の帰属については、両国の共同研究代表者が、我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。
- ③ 本会は、軍事を目的とする研究の支援は行いません。
- ④ 募集要項・申請書及び関連情報は、本会のホームページ上からも閲覧、ダウンロードできます。
ホームページ http://www.jsps.go.jp/j-donation/02nichi_top.html

16. 連絡先

〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地

独立行政法人日本学術振興会

地域交流課「日中医学交流事業」担当

Tel (03) 3263-2367 (受付時間：祝日を除く月～金 9:30～17:30)

Fax (03) 3234-3700

<中国医学科学院担当部局の連絡先等>

中国医学科学院 国際合作処

北京市東単三条9号

Tel +86-(0)10-6529-5933, 6525-3447

Fax +86-(0)10-6512-4876